

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1 自然条件

郡上市は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、東部は下呂市に接し、北部は高山市に、西部は関市、福井県大野市に、南部は美濃市、関市に隣接している。面積は、1,030.75km<sup>2</sup>であり、岐阜県の面積の約10%を占めている。

2 地質条件

日本列島はフォッサマグナ※の西縁、糸魚川—静岡構造線によって、東北日本と西南日本とに分けられ、さらに中央構造線によって、西南日本内帯と西南日本外帯とにわけられる。

岐阜県は、西南日本内帯の最東端に位置する。この西南日本内帯は、北から飛騨帯、飛騨外縁帯、美濃帯、領下帯りょうげに分けられる。郡上市は美濃帯に属する。美濃帯は砂岩、頁岩けつがん、チャート、石灰岩、凝灰岩などでできており、これらの基盤の上を流紋岩や安山岩がおおっている。(※フォッサマグナ=「大きな裂け目」という意味)

3 気象条件

岐阜県は、美濃地方が、東海地方及び瀬戸内海から北九州と同様、温かな型で、いわゆる太平洋式気候をあらわすのに対し、飛騨地方は東北北部から、北海道の渡島半島にかけての気候に匹敵するといわれ、日本海式気候をあらわしている。

郡上市は内陸にあって、一般に飛騨気候区に近い天候をあらわすが、位山分水嶺の影響を受けており、やや太平洋よりにあたるため、夏は晴天の日の多い太平洋式の海洋性温帯気候をあらわす。しかし、南北に50数kmの長い郡上市は、冬は八幡町大瀬子を境にして、南部では数cmの積雪しかないのに、北部では1m前後という状況で、寒冷期が長く、積雪量も多く、気温の比較差の大きい、日本海型の内陸性気候区に属する。

また、本市は、西濃北部や関市に次ぐ多雨地帯であるが、それは湿気を含んだ南東の季節風が越美山脈に吹きつけるためである。

4 災害リスク

①洪水・土砂

洪水は、本市の地勢的条件から山間部水害が起こりやすく、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流や土砂災害(特別)警戒区域に指定されている区域では大雨、集中豪雨時には警戒を要し、家屋の流埋没あるいは道路の被害等が予想される。また、近年は平成11年9月の9・15豪雨や平成16年10月の台風23号による水害、さらに平成30年7月豪雨など、集中豪雨により局所的に被災するという新たな水害の様相を呈するようになってきている。

②地震

本市の過去における地震の被害としては、昭和44年の岐阜県中部地震があげられる。山崩れやがけ崩れが多発し、死傷者を出した。また、本市域には活断層であると推定されている長良川上流断層がある。現在のところ活動度が高いと考えられていないが、平成7年に発生した兵庫県南部地震や平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震、平成28年4月14日から発生した熊本地震については内陸型の地震であることや地形的、自然条件等が類似していること、また、断層を震源とする地震が連続して発生している状況に鑑み、本市においても、さらに震災対策を推進する必要がある。



本市においては津波の被害は想定されないものの、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震など「超」広域災害に備える体制の整備や市民への意識啓発が急務である。

具体的に郡上市の地震防災マップによると、高山・大原断層帯による活動による地震が発生した場合には、震源域である明宝地区では震度6強～震度7のきわめて強いゆれが予想され、建物が倒壊する可能性がある。震源域から離れるにしたがって震度は小さくなるが、郡上市全域で震度5弱以上の強いゆれが想定されている。

### ③火災

地域内においては、大正8年7月16日に川合村から出火し、八幡町へ飛火した八幡町大火などの火災が発生している。市街地における木造家屋の密集、広大な林野など大規模な火災につながりやすい条件下にある。また、生活様式の変化などから危険ものが増加し、火災の態様も多様化の傾向にある。

### ④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように全国的かつ急速なまん延により、郡上市においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

### ⑤過去の災害

市域における主な災害は、次のとおりである。

災害発生日	災害の種別	主な被害地域	被害状況その他
昭和56年7月12日	集中豪雨	八幡、大和	全壊153戸、半壊12戸 床上浸水29戸、床下浸水97戸 道路決壊33箇所 河川・砂防決壊60箇所
昭和62年8月8日	集中豪雨	八幡、和良	住宅被害443棟、土木被害87箇所 農林被害589箇所
平成11年9月14日 ～21日	台風16号	市内一円	死者2名、床上浸水18戸、床下浸水146戸、避難者160名
平成30年9月4日 ～5日	台風21号	市内一円	市全域にわたり風による倒木で大規模・長期停電が発生 停電期間9月4日～11日 停電戸数 10,178戸 避難者 185人
令和2年7月3日 ～31日	令和2年7月豪雨	市内一円	避難者数330人 河川護岸決壊等85箇所 林道路側決壊等118箇所 農地農業用施設16箇所

## 5 社会条件

### ①人口

本市の住民基本台帳人口は、令和6年4月1日現在で38,058人、世帯数は15,322世帯である。国勢調査による人口の推移は次のとおりである。

令和2年人口は38,997人であり、平成22年の人口（44,491人）と比較すると、10年間で5,494人（約12.3%）減少しており、平成27年からの5年間では3,093人（約7.3%）の減少となっている。

令和2年の世帯数は、14,562世帯で、平成22年からの10年間で60世帯の減少となっている。一

般世帯の人員は、令和2年で約2.62人／世帯となっており、平成22年の2.98人／世帯と比較して年々減少傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえる。

また、令和2年国勢調査の年齢別人口は、年少人口（14歳以下人口）が4,575人（11.8%）、生産年齢人口（15歳以上64歳以下人口）が19,746人（50.7%）、老年人口（65歳以上人口）が14,612人（37.5%）となっており、全国平均（28.8%）や岐阜県平均（30.4%）と比較して老年人口割合が非常に高くなっており、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることが確認できる。

高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

## ②産業

令和2年国勢調査の総就業者数は20,449人であり、これは総人口の61.3%に該当する。

産業別には、第一次産業就業者数が1,279人（6.3%）、第二次産業就業者数が6,901人（33.7%）、第三次産業就業者数が12,182人（59.6%）となっている。産業大分類別の就業者の割合は、平成22年から大きな変化はみられない。

## ③交通

本市の高鷲・白鳥・大和・八幡・美並地域を南北に縦断する東海北陸自動車道には、それぞれの地域にインターチェンジが設置され、国道・県道・市道と連結した交通網を形成している。また、東海北陸自動車道に並行して長良川鉄道が走っており、住民の足となっている。

本市の明宝・和良地域は、国道・県道に市道が連結して交通網ができており、定期バスが運行されているが、住民の足は主に自家用車に依存している。

災害時における応急対応や緊急輸送の際の道路の確保を考えると、今後とも道路網の整備が重要である。

### （2）商工業者の状況

- ・商工業者数2,447人
- ・小規模事業者数2,070人

	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	51	45
鉱業、採石業、砂利採取業	5	5
建設業	381	368
製造業	328	273
電気・ガス・熱供給・水道業	4	2
情報通信業	8	5
運輸業、郵便業	42	29
卸売業、小売業	582	415
金融業、保険業	36	31
不動産業、物品賃貸業	58	53
学術研究、専門・技術サービス業	77	63
宿泊業、飲食サービス業	452	399
生活関連サービス業、娯楽業	230	213
教育・学習支援業	60	56
医療、福祉	48	48
複合サービス業	17	14
サービス業（他に分類されないもの）	68	51
合 計	2,447	2,070

※出典：令和3年経済センサス

## 立地状況等

■郡上市北部では、農林漁業や鉱業採石業といった第一次産業の割合が高い事の特徴である。北部における顕著な豪雪傾向が小規模事業者の物流をはじめ、事業活動そのものに大きな影響を与えうる。また、スキー場や高原といった郡上市を代表する観光資源に付随した各種サービス業が発展していることの特徴として挙げられる。

■郡上市南部では、卸売業・小売業の割合が高い。観光資源を軸とした土産物販売展や、八幡町の人口の多さに付随した生活用品販売店や食品販売店が多い事が特徴である。また、ラフティングや郡上踊りといった体験型の「コト消費」のサービス関連事業者が発展しており、かつそれら商業施設が集積している事が特徴として挙げられる。地震被害や、それに付随する火災被害がこれら事業者の経営活動に大きな影響を与えることが懸念される。

### (3) これまでの取組み

#### 1 郡上市の取組み

- ・防災計画の策定（令和5年12月26日更新）
- ・郡上市防災訓練の実施（自治体単位で年一回開催）直近では令和5年9月に実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄食料（主食・副食、水）、飲料水用タンク、石油ストーブ、使い捨てマスク、土のう等

#### 2 郡上市商工会の取組み

- ・防災備品の整備（懐中電灯、ヘルメット）
- ・事業者BCPの普及と防災意識の啓発（各支部の窓口に啓発チラシを常設）
- ・郡上市産業プラザ防災訓練の実施（市と共同で年一回開催）直近では令和6年12月に実施

#### 【事業者向けの取組】

- ・商工会事業者向けBCP講習会  
（令和6年10月11日 6名参加）
- ・商工会員向け「ビジネス総合保険制度」への加入促進  
※ビジネス総合保険制度は、事業活動における賠償リスク、PLリスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に保証（商工会誌にて全会員に周知）

#### 【防災・減災の取組】

- ・感染症対策備品の設置状況
  - ①手指消毒装置付き自動検温器（事務所入り口に設置）
  - ②消毒用アルコール（24リットル）
  - ③サージカルマスク（100枚）
  - ④消毒用ボトル・スプレー（10本）\*入り口、相談室、会議室に設置
  - ⑤除菌ウェットティッシュ（30枚）

## II 課題

### ①事業者の防災・減災の対策について

郡上市の小規模事業者の多くは、防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況である。

感染症への対策においては、関心は高まっているものの、メディアを中心に様々な情報があふれており、そうした現状を踏まえて、郡上市商工会は郡上市と連携して正しい情報や有用な情報を収集し、必要な対策を周知啓発する必要がある。予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## **②商工会職員の支援スキルの習得**

郡上市商工会は、これまで「経営改善普及事業」や「経営発達支援事業」を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできたが、防災・減災に関する知識やノウハウ等が不足している。

## **③商工会自身の事業継続について**

事業者の事業継続を支援するに当たって、災害発生時には商工会活動の早期復旧を図る必要がある。そのためには、商工会自身のBCPの継続的かつ着実な遂行が必要である。また緊急時の取り組みについて各職員が円滑な支援活動を展開するため、具体的な体制やマニュアルを整備する必要がある。これにより、平時・緊急時の対応を推進する防災対策本部機能を有する商工会役職員による体制整備を図っていくことが望ましい。

## **④郡上市と商工会との連携について**

防災・減災に係る情報を密に共有する連携体制を構築する必要がある。災害発生時の被災情報や、発災後の対応に関する情報共有はもちろん、事前対策としての災害時の対応方法、連絡手段などの事前共有も密に実施する事で、事業者の事業継続支援の有効化を図っていく必要がある。また、郡上市と最新の被災予測情報、地域の災害リスクについて密な情報共有を行っていく必要がある。

## **Ⅲ 目標**

自然災害等の発生時においても、事業運営への影響を最小限に留め、事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域経済と雇用維持の安定を目指す。

その実現に向け、発災前においては、事業継続に資する事業者BCPの必要性の周知と策定支援を強化すると共に、発災後においては、迅速な商工会の機能立上げと関係機関との連携体制の構築を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、感染症への対策を万全に期しながら、事業の継続性を高める。

小規模事業者は地域の経済・社会等において非常に重要な役割を担っており、事業の継続性を少しでも高めることが重要となる。そのため、様々な災害及び感染症のリスクを想定した事前対策と事業者BCPの早期普及等が重要になってくる。

## **①事業者の防災・減災の対策について**

巡回・窓口指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害や感染症等のリスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所の立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

(目標件数)

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年18件
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年9事業所
- ・事業者BCP策定事業者数：年9事業所

## **②商工会職員の支援スキルの向上**

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援の手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

### **③商工会自身の事業継続について**

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身のBCPの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

### **④郡上市と商工会との連携について**

郡上市商工会と郡上市が、被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な体制を整備する。

#### **※その他**

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

## (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

## (2) 事業継続力強化支援事業の内容

郡上市商工会と郡上市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### ① 啓発活動

###### (自然災害)

- ・巡回指導時等に、郡上市防災ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部など各種団体活動において、事業者BCP策定や訓練等の取組事例を紹介する。

###### (感染症)

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### ② 事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者BCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・郡上市商工会は、令和2年2月7日に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っている。

#### 3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに、共済加入相談に対応する。

- ・関・郡上地区の各商工会と定期的開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組状況や事例の情報交換を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・策定した事業者BCPの取組状況を確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・郡上市商工会法定経営指導員と郡上市商工観光部商工課担当者により、本計画の状況確認や改善点等について、情報共有等を図る。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・上記の郡上市商工会法定経営指導員と郡上市商工観光部商工課担当者による情報共有時において、自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、郡上市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

### < 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対応の実施可否の確認

##### ①自然災害の際の対応

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基にSNSにより職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を郡上市商工会と郡上市で共有する。

##### ②感染症の際の対応

- ・感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、商工会自身の感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

#### 2) 応急対応の方針決定

- ・郡上市商工会と郡上市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・本計画により、郡上市商工会と郡上市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日目	1日に4回共有する
3日目～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

（感染症）

当市で取りまとめた「郡上市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報発信を行う。

### < 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害がある	・市内会員事業所のうち10%（200件）程度で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内会員事業所のうち3% (60件) 程度で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内会員事業所のうち3% (60件) 程度で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・市内会員事業所のうち2% (40件) 程度で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

・連絡先窓口

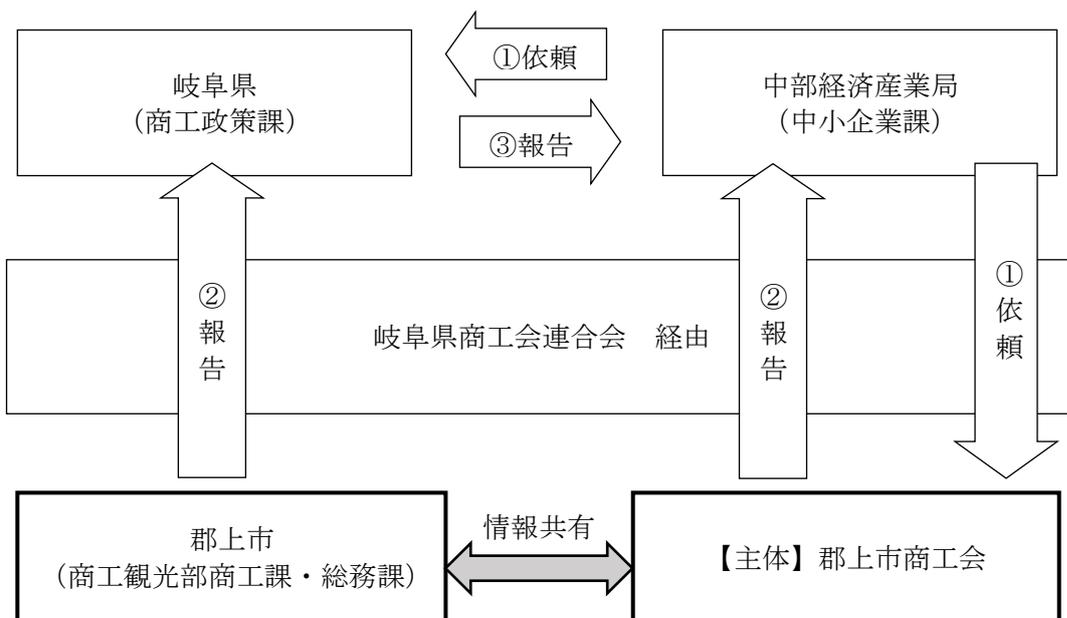
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
郡上市	商工課長	商工課長補佐
郡上市商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

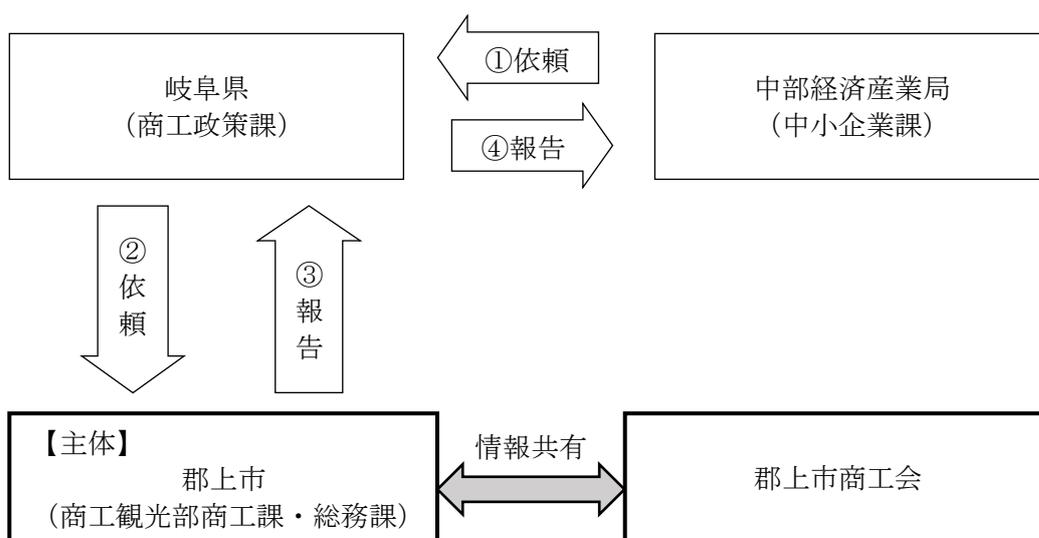
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・郡上市地域防災計画 様式集の「商工業関係被害状況等報告書（様式集No.16様式4号の1）」に定める事項、区分に従って調査し、郡上市商工会又は郡上市より岐阜県へ報告する。

< 被害情報の流れ >

(初動対応)



### (被害実態の把握)



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について郡上市と相談する（国や県より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を置ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

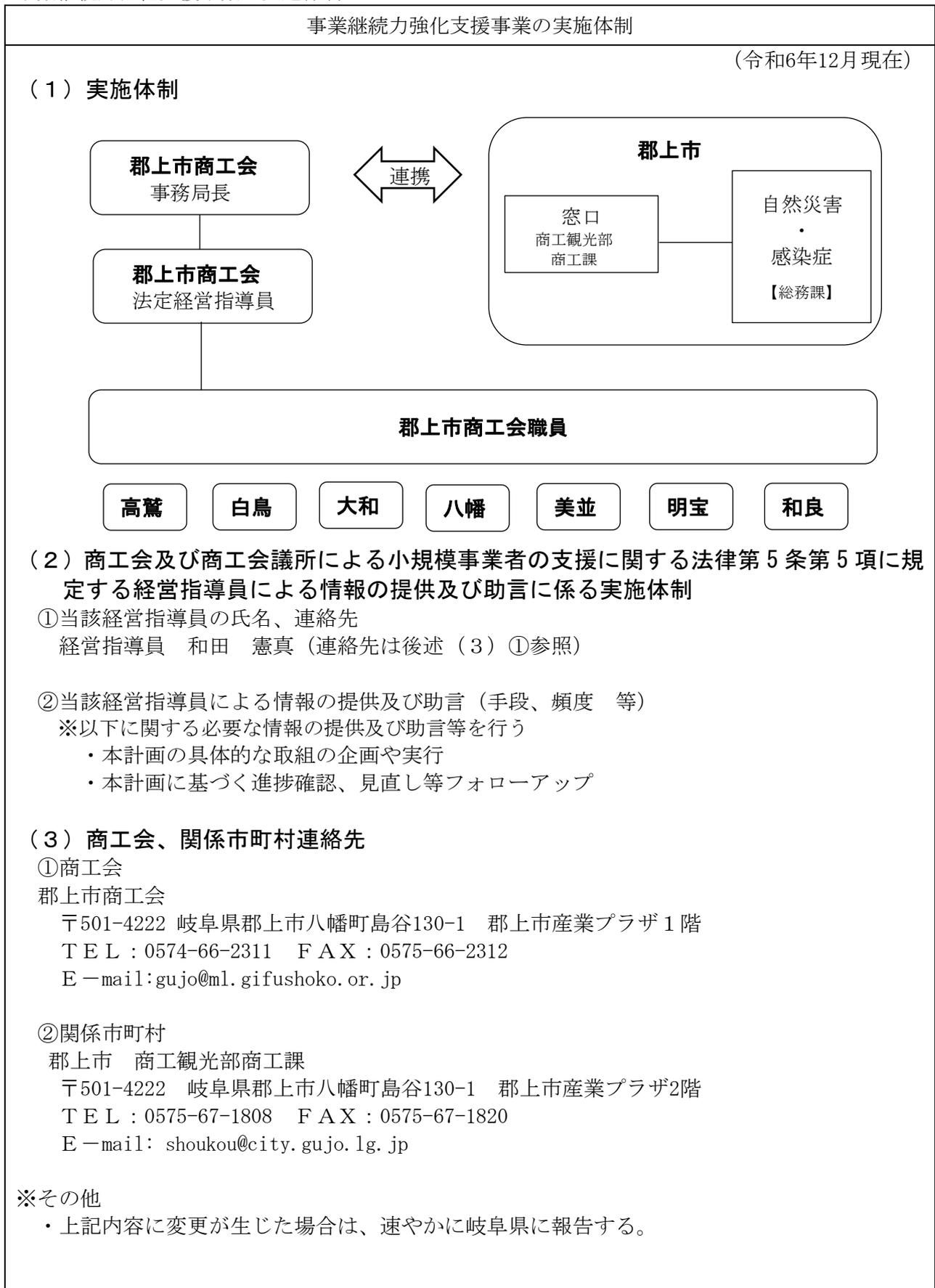
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	694	694	694	694	694
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	100	100	100	100	100
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	584	584	584	584	584
3. 関係団体等との協議への 出席旅費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等